

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業の社会的責務が高まる中で、コーポレート・ガバナンスの重要性はますます高くなってきております。

この様な中、当社といたしましても、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題であると認識し、経営環境の激しい変化に対応すべく、経営の効率化・透明性、意志決定の迅速化、経営監督機能を充実するための整備を進めております。また、企業倫理向上及び法令遵守等のコンプライアンスの強化にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社OEホールディングス	3,076,984	36.02
大畑 大輔	1,044,120	12.22
原口 桂	528,396	6.19
山下 仁美	512,144	6.00
株式会社静岡銀行	385,280	4.51
スルガ銀行株式会社	375,000	4.39
大畑 榮一	355,544	4.16
坂本 宏允	268,700	3.15
JFEスチール株式会社	250,000	2.93
芥 好夫	158,400	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

- 上記大株主の状況は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- 上記のほか、当社所有の自己株式2,757,826株があります。また、割合につきましては、自己株式を除いて算出しております。
- 株式会社OEホールディングスは、当社代表取締役会長大畑榮一、その次男であり当社代表取締役社長大畑大輔及びその親族が直接または間接に全株式を所有する資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小松 三朗	その他													
中村 光央	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 三朗		過去に当社及び連結子会社の取締役並びに監査役を歴任されておりますが、2006年6月退任しております。	長年の取締役及び監査役の経験から、会社経営や監査実務等において精通しており、また、鉄鋼流通加工業界についても深い造詣を有しております。これらの幅広い知識・経験を活かしていただけると判断しております。 なお、独立役員の属性として取引所が規程する項目に該当するものはなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断いたします。

中村 光央	所属する弁護士法人と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。取引金額については僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、かつ独立役員の属性として、取引所が規程する項目に該当するものはなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断いたします。
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室から常に監査の状況について報告を受けると共に、会計監査人とは定期的な意見交換により監査制度の向上に努めております。また、内部監査につきましては、専任者が内部監査計画に基づき、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を検討・評価し、会社財産の保全並びに経営効率の推進を図っており、内部監査の報告につきましては、代表取締役社長に報告すると共に、監査役、内部統制プロジェクト及び総務部・経理部を中心とした内部統制部門とも情報を共有し、内部統制の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西野 彰	公認会計士													
粕谷 興博	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

西野 彰	税理士法人西野総合会計の代表社員、また、静岡監査法人に属する会計士であります。当社と同税理士法人及び監査法人との間には利害関係はありません。	公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的見識に基づき客観的・中立的な立場から経営の公正・透明性を監督でき、かつ一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断する為、独立役員として指定するものです。
粕谷 興博	税理士事務所を開業しておりますが、当社との間には、利害関係はありません。	国税局勤務の後、税理士事務所を開業しており税務行政等の豊富な経験から適任と判断しております。また、独立役員の属性として、取引所が規程する項目に該当するものではなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断する為、独立役員として指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会における決議に基づき、役員報酬体系の見直しに伴い役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役(社外取締役を除く)を対象に株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。また、2015年10月14日、2016年9月7日及び2017年9月13日に3度のストックオプションの付与を行っております。

なお、2018年6月28日開催の第59期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	---

株主総会において報酬総額を決定しており、事業報告書及び有価証券報告書において開示しております。

取締役を支払った報酬 10名 360,264千円
 監査役を支払った報酬 3名 10,542千円

なお、上記報酬には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額、ストックオプション報酬額及び譲渡制限付株式報酬額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新 あり
----------------------	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を2021年2月19日開催の取締役会及び2021年6月29日開催の取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

- (1) 基本報酬に関する方針
 - ・月額固定報酬については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して、代表取締役2名の合議により決定する。
 - ・賞与分については、原則として月額固定報酬の2ヶ月分とする。
 - ・役員が業務の都合により、寮・社宅を借受ける場合、個人負担分については、固定月額報酬に加算する。
 - (2) 業績連動報酬等に関する方針
 - 該当事項なし。
 - (3) 非金銭報酬等に関する方針
 - 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とする。
 - ・毎年7月の定例取締役会を割当決議日とし、満65歳以下の常勤取締役に對し割当を行う。
 - ・報酬の算定方法は、当該年度の月額固定報酬の2ヶ月分を割当決議日の2週間程度前の株数検討資料作成時の株価で割り100株単位に切り上げて、株数を算定する。
 - (4) 報酬等の割合に関する方針
 - 取締役の個人別の報酬等の額の全体に対する割合については、代表権の有無、役職及び業務執行の状況を勘案して決定しているため特段の定めはない。
 - (5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針
 - ・月額固定報酬の支払時期は毎月末とする。
 - ・全額を金銭報酬とする。
 - ・固定報酬の賞与分についての支払時期は従業員の賞与支給と同様とし、全額を金銭報酬とする。
 - (6) 報酬等の決定の委任に関する事項
 - 取締役の個人別の月額固定報酬額の決定は、経営に対する責任度合い、経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、独立社外取締役に事前確認を行い、その意見を踏まえた上で、代表取締役会長大畑榮一及び代表取締役社長大畑大輔の合議とする。
 - なお、決定直後の取締役会にて社外取締役2名の承認を得るものとする。
2. 当社の役員の報酬等に関する株主総会決議の内容
- 当社の取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第60期定時株主総会において、取締役の報酬額を賞与を含めた報酬として年額5億円以内と定めております。
- また、2018年6月28日開催の第59期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、報酬額は年額2億円以内と定めております。なお、業績連動報酬制度等は導入していません。
- 当社の監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第35期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額250万円以内と定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会には専従スタッフを配置しておりませんが、社外監査役に対する情報伝達体制につきましては、常勤監査役から随時情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、取締役9名(内、社外取締役2名)で構成され、環境変化に対し迅速な経営判断ができるよう少人数の体制としており、原則月1回開催し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。また、機動的な取締役会体制構築を目的に取締役の任期を1年としております。2020年度における取締役会は臨時取締役会を含めて16回開催され、平均出席率は取締役98.1%、監査役81.3%となっております。

監査役会については、監査役3名(内、社外監査役2名)が選任され、法令、定款及び監査役会規程、監査役監査基準に基づき、監査方針、監査計画を策定して監査業務を行っております。2020年度における監査役会は12回開催され、監査役の平均出席率は100.0%となっております。また、会計監査は太陽有限責任監査法人に依頼しております。

その他の機関として、経営会議を適宜開催しており、本社常勤の取締役及び組織上の重要ポストに位置する管理職が出席して業務執行並びに進捗度合いの検討と情報の共有を行っております。

なお、企業経営及び日常業務に関し必要に応じて、顧問弁護士、会計監査法人などの専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

当社の企業統治につきましては、会社法における法定の機関以外に任意の委員会等は設置しておりませんが、取締役は少人数であり、機動的な取締役会の開催と共に活発な意見交換がされております。

また、社外取締役による経営の意志決定及び業務執行状況の監視に加え、監査役についても、取締役会への出席等を通じて取締役の業務執行状況の監査を行っております。以上のことから、取締役会及び監査役会は十分に機能しており、適切なコーポレートガバナンス体制が確保できていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様にご覧いただくよう、株主総会招集通知の早期発送に取り組み、2021年6月29日開催の第62期定時株主総会招集通知は、法令の定めより7日早く2020年6月8日に発送いたしました。
その他	各方面からの招集通知の早期電子的開示の要請から、本年度につきましては2021年6月7日に東証及び当社ホームページの「株主・投資家の皆様」に株主総会招集通知を掲示しております。 また、株主総会におきましては、ビジュアル化を行い、ご出席いただいた株主様によりわかりやすい総会運営を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・適時開示資料などのIR資料を迅速に開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当責任者は、管理本部長が担当しており、IR担当部署は、経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[1] 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、2006年5月の取締役会において、内部統制システムを適正に機能させるため、内部統制体制基本方針書を決議し、その後2008年3月及び2015年4月に見直しを行い再決議しております。なお、内容につきましては、下記の通りとなっております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範を倫理規程、就業規則等に規定する。
 - (2) 当社の内部監査室は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社及び子会社に対する内部監査を実施する。
 - (3) 当社は、当社グループの役員及び使用人が、総務部に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。
 2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社及び子会社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社及び子会社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - (2) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスクに対して責任を持つとともに、全社的なリスクに対しては、必要に応じ委員会を設置し、総合的な対応を図る。
 - (3) 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「業務継続計画(BCP)」を策定し、当社及び子会社の役職員に周知する。
 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、毎年度の経営方針・計画の確実な遂行に向け、各部門の目標を適切に管理し、経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時報告・確認する。
 - (2) 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受ける。
 - (2) これらの運用を明文化するために制定した「関係会社管理規程」に則して管理運用する。
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - (3) 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。
 7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うこととする。
 - (3) 当社又は子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。
 8. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
 9. 監査役を職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
 10. その他監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (2) 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。
- [2] 内部統制システムの整備状況
当社は、内部統制システムの整備のため内部統制プロジェクトチームを組織し、兼任者2名体制にて整備を進めており、進捗状況につきましては、随時、取締役会及び監査役会に報告しております。また、平成20年より内部監査室を設置し、専任者が内部監査計画に基づき、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を検討・評価し、会社財産の保全並びに経営効率の推進を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求・妨害行為等には毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。この方針に従い以下の体制を整備しております。

1. 総務部を反社会的勢力対応部署とし、所轄警察署、企業防衛対策協議会及び顧問弁護士等、外部の専門機関と連携をとっております。
2. 静岡県企業防衛対策協議会に加盟し定期的に行われる情報交換会への参加や事務局より発行される資料等により関連情報の収集に努めております。また、収集された関連情報は、随時、役員・従業員に周知を図り、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に正確な情報を適時適切に開示することが上場会社の果たす責任であると認識しております。そのため、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を与える決定事項、発生事項、決算に関する情報等が発生した場合、金融商品取引法及び証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示に努めております。

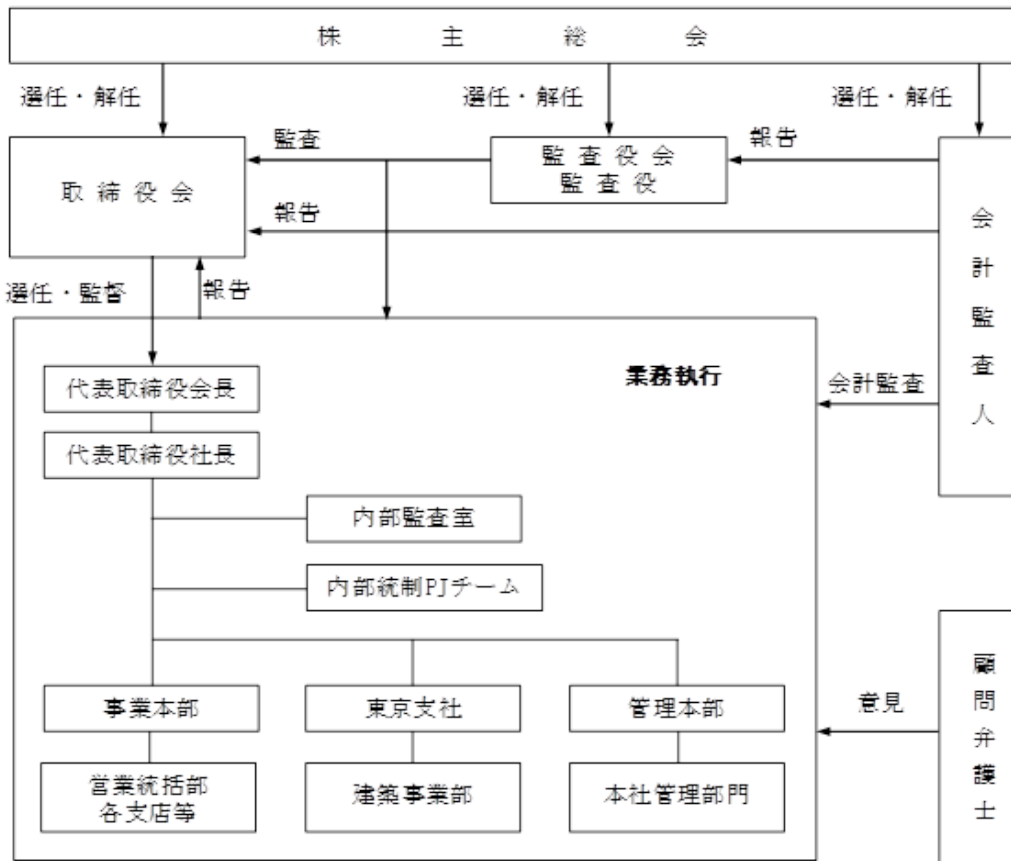
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、情報開示担当部署を経理部とし、管理本部長を情報取扱責任者として、開示情報の一元管理を行っております。

当社及び子会社において適時開示を必要とする会社情報が発生した場合には

- (1) 当該部門責任者及び子会社の責任者が総務部又は経理部に報告。
- (2) 情報取扱責任者の管理本部長が情報の収集及び確認を行い、適時開示を代表取締役社長に報告。
- (3) 取締役会において適時開示の決議を行う。
 - a 「決定事実に関する情報」については、取締役会により重要事項の決議が行われた時点においては速やかに適時開示を行います。
 - b 「発生事実に関する情報」については、当社がその発生を認識した時点で情報取扱責任者の承認後適時開示を行います。但し重要事実のうち法律の定めのあるものその他重要なもので取締役会の決議が必要なものにつきましては、取締役会決議を経て適時開示を行います。
 - c 「決算に関する情報」については、経理部が決算開示資料等(決算短信・四半期決算短信)を作成し、取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。

㈱アイ・テック コーポレート・ガバナンス体制の概要図



(株)アイ・テック グループの適時開示体制の概要図

